

郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

○郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
（定形郵便物の料金の上限） 第二十三条 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、 <u>八十二円</u> とする。	（定形郵便物の料金の上限） 第二十三条 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、 <u>八十円</u> とする。

○民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
（大きさ及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額） 第二十三条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、 <u>八十二円</u> とする。	（大きさ及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額） 第二十三条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、 <u>八十円</u> とする。